

春日井市一時保育事業補助金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項により設置された民間保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項により設置された幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）が実施する一時保育事業（以下「事業」という。）に対し予算の範囲内で補助金を交付することとし、その実施については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、春日井市一時保育事業実施要綱に定める事業であり、かつ国が定める子ども・子育て支援交付金の対象となる一時預かり事業に適合する事業とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、保育所等が事業を実施するに当たり必要となる経費から当該事業による収入を控除した額とし、3,840,000円以内とする。ただし、事業開始が年度の途中となる場合及び事業の廃止又は中止が年度の途中となる場合の限度額は、月額320,000円に補助の対象となる月数を乗じて得た額以内の額とする。

2 前項の補助金の額の算定に当たって、1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。

(補助金の使途)

第4条 補助の対象となる経費は、人件費、給食費等の事業に要する経費とする。

(事業計画の承認)

第5条 補助金の交付を受けようとする保育所等（以下「補助事業者」という。）は、事業を実施するに当たり、あらかじめ一時保育事業承認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 一時保育事業実施計画書（第2号様式）

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期限は、事業を実施する年度の前年度の3月10日とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、事業の承認をしたときは、一時保育事業承認通知書（第3号様式）を第1項の補助事業者に通知するものとする。

(交付の申請)

第6条 補助事業者は、四半期毎に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 一時保育事業実施状況確認書（第4号様式）

(2) 一時保育事業支出明細書（第5号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の支払)

第7条 補助金は、前条の規定による補助金の交付決定をした後、補助事業者の請求に基づいて交付するものとする。

(実績報告)

第8条 第5条第3項の承認の通知を受けた補助事業者は、事業を完了したときは、次に掲げる書類を添えて、事業の完了する年度の末日までに、市長に報告しなければならない。

(1) 一時保育事業精算額調書（第6号様式）

(2) 一時保育事業実績調書（第7号様式）

(3) 収支決算書

(4) その他市長が必要と認める書類

(帳簿等の備え付け)

第10条 補助事業者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の完了する日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(検査等)

第11条 市長は、補助事業者に対して事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 春日井市一時的保育事業実施要綱（平成10年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条から第7条の2まで及び第4号様式の規定は、平成12年10月1日以降の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に春日井市一時保育促進基盤整備事業補助金要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に春日井市一時保育促進基盤整備事業補助金要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市一時保育事業補助金要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市一時保育事業補助金要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

施設名

氏 名

年度 一時保育事業承認申請書

このことについて、一時保育事業補助金要綱第5条の規定に基づき、次のとおり承認申請をします。

1 補助金事業の目的

2 補助金事業の内容

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

様

春日井市長

印

年度 一時保育事業承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった一時保育事業については、次のとおり承認をします。

1 この補助金の対象となる事業

2 条件

施設名 _____

担当常勤職員人件費

氏名	本俸	特殊業務	管理職手当	扶養手当	調整手当	通勤手当	住宅手当	期末勤勉	超過勤務	社会保険	合計 A
合計											

担当非常勤職員人件費

氏名	支給額 B				
	時給	円 ×	時間 ×	日 =	円
	時給	円 ×	時間 ×	日 =	円
	時給	円 ×	時間 ×	日 =	円
合計	円				

その他の支出予定

支出予定項目	金額 C
	円
	円
合計	円

対象経費の合計額

A	円+B	円+C	円=	円
---	-----	-----	----	---

第6号様式(第8条関係)

年度一時保育事業精算額調書

施設名 _____

	対象経費の支出済A	寄付金その他の収入B	差引額(A-B) C	補助対象月数	補助基準額 D	補助額(C,Dの低い額)
第1四半期						
第2四半期						
第3四半期						
第4四半期						
合計						

